

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-1
処分の種類	換地処分前の使用収益停止			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第89条の2第6項			
処分の概要	換地を定めない土地として指定した土地に限り、期日を定めて、その土地の全部について使用し収益することを停止する行政処分			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定（法令等の規定において言い尽くされているため） 【参考】換地計画実施要領（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号 構造改善局長通達）第2の8			
基準の制定根拠	—			